

菊川市告示第81号

菊川市地域公共交通会議設置要綱（平成19年菊川市告示第10号）の一部を次のように改正する。

令和6年4月1日

菊川市長 長谷川 寛 彦 ㊟

第1条中「道路交通法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）」を「道路交通法（昭和26年法律第183号）及び地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）」に改める。

第2条第1号中「及び運賃・料金等」を削り、同条第3号を同条第4号とし、同条第2号の次に次の1号を加える。

(3) 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第5条に規定する地域公共交通計画の作成及び変更並びに地域公共交通計画に基づく事業の実施等に関する事項
第3条中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の構成員
第6条中第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

4 委員が事故等により会議に出席できない場合は、当該委員が指名する代理人を会議に出席させることができる。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。